

「福島県屋外広告物条例及び同施行規則」の一部改正について

1 改正の概要

- (1) 屋外広告物の所有者及び占有者にも管理義務があることを明確化するために規定を追加しました。
- (2) 屋外広告物の維持管理の適正化を図るため、はり紙、はり札等の簡易広告物等（※1）を除き、全ての屋外広告物に管理者の設置及び点検を義務付けるための規定を追加しました。
- (3) 条例による許可を受けた屋外広告物のうち、地上から当該屋外広告物の上端までの距離が4メートルを超えるものの管理者及び点検を行う者は、屋外広告士等（※2）に限ることとしました。
- (4) 条例による許可を受けた屋外広告物について、期間の更新の許可を受けようとする場合には、上記(2)の点検の結果を提出しなければならないこととしました。

※1 簡易広告物等 はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕、気球利用広告物、自動車又は電車に表示する広告物、建物の外壁面に表示する広告物、法令の規定による広告物等、選挙運動のために使用する広告物等、公益上必要な施設等に寄贈者名等を表示する広告物等及び国又は地方公共団体が公共的目的を持って表示する広告物等

※2 屋外広告士等 屋外広告士、1級建築士若しくは2級建築士、職業訓練指導員、広告美術仕上げ技能士若しくは職業訓練修了者（広告美術科にかかるもの）、知事が認める団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習を修了した者又はその他知事が適当と認める者

2 施行期日

上記(1)、(2)及び(4)については、令和3年7月1日から施行します。上記(3)については、令和4年7月1日から施行します。

3 「知事が認める団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習を修了した者」について

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益財団法人日本サイン協会が開催する点検技能講習の修了者とします。